

2 EPA（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

(1) 国家試験合格率の向上及び受入れ施設の負担軽減

○ 候補者の訪日に当たっての日本語能力の要件化

〔 候補者の日本語能力の不足により、研修・学習支援への施設の負担が多大。訪日後の研修終了時に日本語能力が目安に達していない候補者が約12% 〕

平成26年度来日のインドネシア人候補者から、日本語能力試験N5程度を訪日要件（外務省）

(2) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業等の見直し

○ 受入れ支援事業の予算の積算の見直し

〔 受入れ支援事業等の委託費の積算と執行に大幅乖離 〕

経費縮減について指導するとともに、各事業について実績を踏まえた積算を実施（厚生労働省）

(3) 候補者の資格要件の適合性に係る確認手続等の適正化

○ 資格要件に疑義が生じた場合の手続の明確化

〔 候補者の資格要件に疑義が生じた場合の確認手続が不明確 〕

疑義が生じた場合は速やかに相手国政府に対して照会や確認を行うなど確認手続について明確化（法務省、外務省、厚生労働省）

3 外国人留学生の在籍管理等

○ 卒業後等の在留管理に係る教育機関（大学・専修学校等）の役割の整理

〔 留学生の卒業後等の在留管理に関する教育機関の責任の範囲が不明確。認識が都道府県、教育機関によって区々 〕

留学生の卒業後等の在留管理の実効性を確保するため、進学先への入学事実の確認等を求める通知を教育機関に発出（法務省）

○ 留学生の不法残留事案に関する具体的な情報の提供

〔 不法残留者を発生させた教育機関に対し、不法残留者数等の定型的な情報等のみ提供 〕

再発防止策に活用できるような具体的な情報を提供（法務省）

○ 留学生を受け入れている教育機関の実態把握

〔 留学生が在籍する教育機関の未把握等により、定期報告に漏れ 〕

留学生受入れ教育機関のリストを作成し、定期報告等の提出を督促（法務省）

(注) 改善措置については、平成25年度において実施又は26年度までに実施予定。

外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成24年3月～25年4月
- 2 調査対象機関 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、都道府県、関係団体

【勧告日及び勧告先】 平成25年4月19日 法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

【回答年月日】
法務省 平成26年1月10日 外務省 平成25年12月27日
文部科学省 平成25年12月26日 厚生労働省 平成26年1月15日
経済産業省 平成26年1月7日

【調査の背景事情】

- 我が国に在留する外国人（外国人登録者数）は、平成20年末の約222万人をピークに、3年連続で微減傾向が続いており、23年末現在においては約208万人となっているが、今後、経済社会の一層の国際化等に伴い、我が国への労働力の送付圧力が強まることが見込まれている。
- 技能実習制度は、我が国の技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的に平成5年度に出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に基づき創設された制度。平成22年7月から労働基準法（昭和22年法律第49号）等が適用される範囲の拡大等により技能実習生保護を強化。しかし、依然として技能実習生の受入れ機関（企業等）による入管法関係法令や労働関係法令違反が発生し、実態把握も課題。
- E P A（経済連携協定）に基づく外国人看護師及び介護福祉士候補者の受入れは、平成20年度から開始（インドネシア、フィリピン）。候補者の国家試験の合格率及び合格者数に増加もみられるものの、未だ低水準。また、受入れ施設数及び受入れ者数ともに開始当初に比べて減少。
- 留学生の受入れは、「留学生30万人計画」（平成20年7月策定）に基づき推進。一方、短期滞在者、日本人の配偶者等に次いで不法残留者が発生（23年3、187人（留学生の約1.7%））。一部の教育機関では、留学生の大量除籍処分事案が発生。
- この行政評価・監視は、技能実習生、外国人看護師候補者等及び留学生の適切な受入れ及び管理を推進する観点から、技能実習生の適切な受入れに向けた取組状況、E P A外国人看護師・介護福祉士候補者の日本語能力の向上に向けた取組状況、留学生の在籍管理に関する取組状況等を調査。

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>1 技能実習生の受入れ</p> <p>(1) 監理団体による監査の適正化</p> <p>(勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省及び厚生労働省は、監理団体による監査の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 法務省は、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関ごとの名称、所在地、技能実習生数等をリスト化すること。</p> <p>② 法務省は、各地方入国管理局において、当該リストを基に監査結果が未報告又は傘下の実習実施機関の監査結果が報告漏れとなっている監理団体に対し、報告の督促、実態調査等を行い、監査の実施及び監査結果の報告を徹底させること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 監理団体は少なくとも3か月に1回、実習実施機関における技能実習の実施状況を監査し、その結果を地方入管に報告</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 監理団体から、関係する実習実施機関全ての監査結果が報告されているか否かを確認していない地方入国管理局（以下「地方入管」という。）あり</p> <p>→ 9地方入管のうち4地方入管</p> <p>○ 地方入管が別途指摘した実習実施機関の不正行為等について、これが行われていた時期の監査結果報告が提出されていたのか否かが地方入管で確認できない例あり</p> <p>→ 不正行為認定を受けた90機関のうち7機関</p> <p>[原因] 地方入管において、技能実習生を受け入れている監理団体・実習実施機関の名称・所在地等を網羅的に整理できておらず、監査結果報告の提出漏れをチェックするために必要な正確なリストが未策定</p>	<p>①</p> <p>【法務省】</p> <p>現時点において技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関を抽出できるよう、外国人出入国情報システム（以下「FEIS」(※)という。）の機能見直し等を平成25年9月に行ったことにより、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関ごとの名称、所在地、技能実習生数等が記載されたリストの作成を可能とした。</p> <p>※ FEISとは、個々の外国人に係る出入国審査、在留審査、退去強制・出国命令の各手続のデータ管理を行うためのもので、入国する外国人の国籍、氏名、性別、生年月日、在留資格、在留期間、出入国年月日等が入力されている。</p> <p>②</p> <p>【法務省】</p> <p>監査結果の報告状況、実習実施機関に対する監査の実施状況を実際に確認するためには、それらの状況を監理団体別、実習実施機関別に、一覧でき、かつ、進行を管理できる監査状況管理表を作成した上、事務を処理する必要があるところ、「行政評価による外国人の受入れ対策に係る勧告への対応について（通知）」（平成25年9月27日付け法務省管第4885号）を発出し、平成25年度中に、地方入国管理局において、上記①により作成したリストを元に監査状況管理表を作成し、監査結果が報告漏れとなっている監理団体に対し、</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 法務省は、監理団体が傘下の実習実施機関における不正行為等を監査で指摘することができない場合に適用する不正行為の認定基準について、更に具体化・明確化を図り、より一層厳格な対応を行うこと。</p> <p>④ 法務省及び厚生労働省は、監理団体による監査の厳正な実施を確保するため、推進事業実施機関に監理団体による監査の実施状況を確認させること。</p> <p>また、具体的な監査の視点、手順、方法等について監理団体に対する実践的な研修が行われるよう措置すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正行為等を監査で指摘することができない場合は、監査体制の構築不履行として不正行為の対象となり得る。 ○ 監査の実施方法については、法務省作成の「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成24年11月改訂)に記載 <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方入管が指摘した実習実施機関の不正行為等について、これが行われていた時期に監理団体が実施した監査でこれを指摘できていない事例あり <ul style="list-style-type: none"> → 不正行為認定を受けた83機関のうち81機関 ○ 推進事業実施機関による巡回指導においては、監理団体による監査の妥当性は未チェック <p>[原因] 監理団体の監査において、一定の利害関係がある実習実施機関に対する公平・公正な監査を確保するための枠組みが未整備。また、監理団体の監査能力も不足</p>	<p>監査の実施及び監査結果の報告を行うよう求めることとした。</p> <p>③</p> <p>【法務省】</p> <p>監理団体が傘下の実習実施機関における不正行為等を監査で指摘することができない場合に適用する不正行為の認定基準を更に具体化、明確化するために、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の改訂案を平成25年中を目途に作成中である。</p> <p>④</p> <p>【法務省】</p> <p>厚生労働省が委託事業として実施している技能実習制度推進事業の巡回指導における基準に、監理団体による監査の実施状況の確認について盛り込むことを厚生労働省と確認した。</p> <p>また、具体的な監査の視点、手順、方法を盛り込んだ「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の改訂案を平成25年中を目途に作成中である。同指針改訂後に、厚生労働省と連携し、監理団体に対する実践的な研修を実施していく方向で準備を行っている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>これまで法務省との検討の場を3回設け検討を行ってきた</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="168 742 772 821">(2) 推進事業実施機関による巡回指導の適正化 (勧告)</p> <div data-bbox="183 826 1294 1305" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="197 837 1281 965">法務省及び厚生労働省は、厚生労働省が実施している技能実習制度推進事業の委託先である推進事業実施機関による巡回指導の適正な実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="197 981 1281 1061">① 厚生労働省は、巡回指導について、技能実習1号の技能実習生のみの受入れを行う監理団体及び実習実施機関も対象とすること。</p> <p data-bbox="197 1077 1281 1300">また、法務省は、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関のリスト（監理団体及び実習実施機関の名称及び所在地並びに当該監理団体及び当該実習実施機関の技能実習生の受入れ人数等の情報が盛り込まれたもの。）を厚生労働省からの求めに応じ提供するものとし、厚生労働省は、これを推進事業実施機関に提供すること。</p> </div> <p data-bbox="168 1316 257 1348">(説明)</p> <p data-bbox="168 1356 347 1388">≪制度の概要≫</p> <p data-bbox="168 1396 1310 1436">○ 厚生労働省は、技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るため、技能実習生の受入れ企</p>	<p data-bbox="1332 215 2089 391">た。その結果を踏まえ、推進事業実施機関に対して、厚生労働省と法務省で必要な措置を要請し、具体的な監査の視点、手順、方法等に関する監理団体への実践的な研修を平成25年12月より行っている。</p> <p data-bbox="1332 406 2089 582">監査の実施状況の確認については、具体的な監査の視点、手順、方法等が監理団体に示された後、推進事業実施機関の巡回指導において確認を行うよう要請し、平成26年度以降についてはその旨を仕様書に盛り込む予定である。</p> <p data-bbox="1332 598 2089 678">なお、監理団体に対する実践的な研修については平成26年度以降も実施していく方向で準備を行っている。</p> <p data-bbox="1332 837 1377 869">①</p> <p data-bbox="1344 885 1523 917">【厚生労働省】</p> <p data-bbox="1332 933 2089 1157">厚生労働省は、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関（技能実習1号の者のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関を含む。）の情報を、法務省から新たに提供を受けた後、推進事業実施機関に提供する予定である。</p> <p data-bbox="1332 1173 2089 1444">また、厚生労働省は、上記の情報の提供のために、現在、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関のリストに盛り込む情報について法務省と調整しており、平成25年度中に上記情報を得た上で、技能実習1号の者のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関も巡回指導の対象とするよう、平成26年度の技能実習制度推進事業の委託に</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>業・団体に対する指導（監理団体・実習実施機関に対する巡回指導等）・支援等を技能実習制度推進事業として推進事業実施機関に委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習は最長3年間で、技能実習生は、入管法に基づく在留資格の分類により、実習1年目の者を技能実習1号、2年目以降を技能実習2号に区分 ○ 巡回指導の対象は、技能実習2号の技能実習生を受け入れる監理団体や実習実施機関のみ <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習1号のみを受け入れる監理団体・実習実施機関は巡回指導の対象外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外の技能実習生（平成23年度推計） → 1万2,881人 対象外の監理団体・実習実施機関（平成23年度推計） → 195団体、2,119機関 <p>[問題] これらの監理団体や実習実施機関において、技能実習生に対し、どのような実習や雇用管理が行われているのか、その実態が明らかではなく、十分な指導も行われていない状況</p> <p>(勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>② 法務省及び厚生労働省は、巡回指導の実効性を高める観点から、次の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省は、巡回指導の実施が低調な地域がある場合は、推進事業実施機関に対し、地方事務所の配置やその職員配置についても指導を行うなど必要な措置を講ずること。 </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習制度推進事業を受託している公益財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）は、毎年度、厚生労働省から示された巡回指導の目標件数を基に各地方駐在事務所の目標件数を決定 	<p>関する仕様書に明記する予定である。</p> <p>【法務省】</p> <p>法務省は、厚生労働省に対して、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関（技能実習生1号の者のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関を含む。）の情報を、厚生労働省からの求めに応じ提供する予定であり、現在、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関のリストに盛り込む情報について、厚生労働省と調整中。内容について確定した後、正式に厚生労働省からの求めを受け、リストを提供する予定である。</p> <p>②-i)</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>平成24年度における技能実習制度推進事業の実施状況をみたとところ、東京地方駐在事務所の巡回指導の実施が低調であったことから、厚生労働省は「地方駐在事務所の配置及びその職員配置の見直しについて（要請）」（平成25年5月29日付け厚生労働省職業能力開発局長通知）により、推進事業実施機関に対して、地方事務所の配置やその職員配置に関して適切な措置を行うよう要請を行った。推進事業実施機関は当該要請文書を踏まえ、平成25年7月より宇都宮及び千葉</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回指導の目標件数を達成できていない地方駐在事務所あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京事務所は、監理団体に対する巡回指導は達成率が3割から4割、実習実施機関に対するものは6割から8割と全国平均（9割程度）を下回るなど低調 <p>(勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ii) 法務省は、巡回指導対象の適切な選定に資するため、厚生労働省からの求めに応じ、不正行為認定事案に関する情報を法令の範囲内で提供すること。</p> <p>また、厚生労働省は、当該事案や労働基準監督機関による監督指導等に関する情報を分析するなどして、推進事業実施機関に対し、必要な情報提供を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回指導の対象の選定について、JITCOは、新規に技能実習生を受け入れる機関等を優先する等としている。 <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回指導の対象機関の選定が必ずしも効果的に実施されていない状況あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正行為認定を受けた実習実施機関100機関（145件）のうち、28機関（41件）は、平成21年度から23年度までの間に巡回指導がなされず。 	<p>の地方駐在事務所を東京地方駐在事務所に統合するとともに、東京地方駐在事務所の体制整備を実施した（平成25年7月30日付け職業能力開発局長宛ての文書により報告済み）。</p> <p>また、平成26年度以降の技能実習制度推進事業に係る仕様書において、巡回指導にその実施が低調となる地域が生じないようにする旨を記載する予定である。</p> <p>②-ii)</p> <p>【法務省】</p> <p>不正行為認定事案に関する情報について、厚生労働省からの求めに応じ、法令の範囲内で少なくとも平成20年のものから提供することとする。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省は、不正行為認定事案等に関する情報を得次第、当該情報を踏まえ、不正行為等を起こすことが懸念される機関が優先的に巡回指導の対象になるよう指導対象の選定基準等の検討を行うとともに、推進事業実施機関に対して当該検討結果の情報を示す予定である。</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(勧告)</p> <p>iii) 厚生労働省は、巡回指導における指導の基準（文書指導に関する基準、改善報告書の提出に関する基準及び抜き打ち又は訪問直前連絡の実施に関する基準を含む。）及び地方入国管理局又は労働基準監督機関へ情報提供する事案（巡回指導を拒否された事案を含む。）の基準を策定すること。</p> <p>その際、文書指導に関する基準及び関係行政機関への情報提供の基準の適用範囲については、地方入国管理局による不正行為認定及び労働基準監督機関による是正勧告の検討対象となる事案を踏まえて設定すること。</p> <p>また、推進事業実施機関に対し、上記基準を提示し、これに沿った指導及び関係行政機関への情報提供の厳格な実施を徹底するよう指導すること。</p> <p>さらに、法務省及び厚生労働省は、上記基準に基づき推進事業実施機関から情報提供された問題事案については、当該問題事案の内容・緊急性を勘案し、可能な限り迅速かつ適切に処理すること。</p> <p>iv) 厚生労働省は、推進事業実施機関が定期的に行う実施状況の報告において、巡回指導の実施目標に向けた進捗状況等を聴取し、上記iii)の巡回指導における指導の基準に沿った取組が確実に実施されるよう、必要な指導を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回指導を行い、実習計画と実際の作業等との相違、賃金不払等があった場合は文書指導を行い、その後、改善状況を確認 ○ 不正行為に相当する事案で特に重大な問題がある事案等は重大事案と位置付け、地方入管等に情報提供 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回指導で実習実施機関の不正行為等を指摘できていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年に不正行為認定を受けた46機関60件中、不正行為を指摘できていないもの 	<p>②-iii)</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省は、法務省から不正行為認定に関する情報を得て、指導の基準に関する検討が可能となることを前提に、技能実習制度推進事業の巡回指導における指導の基準（文書指導、改善報告書の提出、抜き打ち又は訪問直前連絡の実施に関する基準を含む。）及び地方入国管理局又は労働基準監督機関へ情報提供する事案（巡回指導を拒否された事案を含む。）の基準を策定する予定である。</p> <p>また、上記基準を推進事業実施機関に示し、可能な限り迅速に実施体制を整備し、新たな基準に基づき巡回指導等を実施するよう要請し、平成26年度以降については仕様書にその旨を盛り込む予定である。</p> <p>労働基準監督機関においては、これまでも推進事業実施機関から情報提供された問題事案については、事案の内容・緊急性を勘案し、可能な限り迅速かつ適切に処理してきたところであるが、推進事業実施機関から労働基準監督機関へ情報提供する基準が策定された後においては、当該基準に基づき情報提供された問題事案については、その内容・緊急性を勘案し、可能な限り迅速かつ適切に処理する。</p> <p>【法務省】</p> <p>厚生労働省が策定する巡回指導における指導の基準等を受け、当該指導基準に基づき推進事業実施機関から情報提供された問題事案については、その内容・緊急性を勘案し、可</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>45 機関 59 件</p> <p>○ 関係行政機関への情報提供が低調</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から 23 年度の 3 年間までの重大事案 23 件中、実績は 8 件 <p>[原因] 巡回指導における指導方法や関係行政機関への情報提供の取扱いが、推進事業実施機関に委ねられているため、その内容も運用も不十分</p> <p>(3) 技能実習制度推進事業の在り方の見直し (勧告)</p> <p>厚生労働省は、技能実習制度推進事業における適切な委託先の選定及び適正な事業の実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 当該事業の委託に当たっては、一者応募・一者応札が継続していることから、競争性が生じるよう仕様書の内容の明確化（巡回指導の内容の詳細、委託費で支出可能な経費等の記載）、公示期間の延長等必要な措置を検討すること。</p> <p>また、技術面の評価のみならず経費面での効率性も高める総合評価落札方式の導入に向けて取り組むこと。</p> <p>さらに、推進事業実施機関に対し、当該事業の効率的な実施により委託費の執行額の節減に努めるよう指導すること。</p> <p>② 当該事業の応募に当たって、公平かつ公正な事業実施を担保できるよう、外部の有識者で構成される組織体制を備え、当該組織に厚生労働省が示す巡回指導における指導の基準及び関係行政機関への情報提供の基準等に沿った厳正な事業の実施について審査させることを参加条件とすること。</p> <p>また、当該事業の実施に当たって、定期的に当該組織による審査状況を確認すること。</p>	<p>能な限り迅速かつ適切に処理する。</p> <p>②－iv)</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省は、巡回指導の新たな基準の策定後、推進事業実施機関に対して、当該基準による巡回指導の実施状況の定期報告を徹底させるとともに、当該基準に沿った取組を文書で要請し、平成 26 年度以降についてはその旨を仕様書に盛り込む予定である。</p> <p>①</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省は、平成 26 年度の技能実習制度推進事業における仕様書の内容の明確化（巡回指導の内容の詳細、委託費で支出可能な経費等の記載）、公示期間の延長等について検討を行っている。</p> <p>また、本事業に関しては、経費面での効率性を高めるため、総合評価落札方式の導入に向けた具体的な検討を行っている。</p> <p>さらに、事業の効率的な実施による委託費の執行額の節減に努めるよう、推進事業実施機関に対して、効率的な巡回指導の実施方法の検討について要請し、平成 26 年度以降についてはその旨を仕様書に盛り込む予定である。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(説明) ≪制度の概要≫ ○ 技能実習制度推進事業の委託について、随意契約によるものから企画競争により選考</p> <p>≪調査結果≫ ○ J I T C Oによる1者応募・1者応札が継続する中、競争性向上策が不十分 ・ 業務内容の具体性不十分、体制整備に委託費が使用可能な旨の記載なし</p> <p>(4) 在留資格認定証明書交付申請の取次ぎの適正化 (勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>法務省は、入管法施行規則に基づき地方入国管理局長が特別に認めている、在留資格認定証明書交付申請の申請取次ぎについて、他の事業と関連付けて特定の者のみに限定する、又は特定の者のみを不合理に優遇する方法で実施する公益社団法人又は公益財団法人の職員には認めないものとするよう措置を講ずる必要がある。</p> </div> <p>(説明) ≪制度の概要≫ ○ 技能実習生の在留資格を申請する際に必要な在留資格認定証明書交付申請の書類の取次業務については、入管法施行規則により J I T C Oのみが行っている。</p> <p>≪調査結果≫ ○ J I T C Oは取次業務を自主事業の申請書類の点検業務と一体として賛助会員のみに実施しており、賛助会員でない者は、J I T C Oによる取次ぎを受けるためには、賛助会員になる必要がある。</p>	<p>②</p> <p>【厚生労働省】 厚生労働省は、技能実習制度推進事業の受託団体が外部の有識者で構成される組織を設け、巡回指導における指導の基準等に基づく事業の実施を当該組織に審査させることを平成26年度の技能実習制度推進事業の競争参加資格の一つにするとともに、当該事業の契約締結後、定期的に当該組織による審査状況を確認する予定である。</p> <p>【法務省】 法務省においては、申請取次制度の在り方等について検討中である。なお、国際研修協力機構においては、現在、取次ぎの対象を特定の者のみに限定する取扱いの改訂に関する検討が行われている。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(5) 技能実習制度の効果の検証 (勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省及び厚生労働省は、関係省と連携し、技能実習制度について、平成 21 年の入管法改正時における附帯決議及び「第 4 次出入国管理基本計画」における趣旨・内容に沿って、かつ、国民的なコンセンサスを踏まえつつ進められる検討・議論に資するため、平成 25 年 7 月には改正入管法（22 年 7 月施行）の下で初の実習期間 3 年を終了する技能実習生が帰国の時期を迎えることから、この 3 年間を通じた新制度の運用状況を的確に把握し、その効果を検証する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年の改正入管法の附則では、同法施行後 3 年を目途として、施行状況を勘案し、必要な措置を講ずる旨を規定 ○ 平成 21 年の入管法改正時に附帯決議として、制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得る旨を決議 <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習生が単純労働力として雇用される危惧 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度から 23 年度に文書指導の対象となった 846 機関中 <ul style="list-style-type: none"> → 5 割は従業員規模 1～19 人、8 割は 50 人未満 2 割（157 機関）は従業員の半数以上が、うち 34 機関は全てが技能実習生 	<p>【法務省・厚生労働省】</p> <p>厚生労働省は、改正入管法に基づき 3 年間の技能実習を終了した帰国技能実習生に対して、技能実習を通して修得した技能の帰国後の活用状況等を把握するために、平成 25 年 8 月より法務省とともに実施中の「帰国技能実習生フォローアップ調査」等、関係省と連携し、新制度の運用状況を的確に把握し、その効果について平成 26 年度を目途に検証する予定である。</p> <p>法務省は、入管法改正後の技能実習制度の運営状況を見るため、監理団体に対する実態調査を平成 22 年 11 月から実施中であり、また、改正法に基づき 3 年間技能実習を受けて帰国する技能実習生に対するアンケート調査を厚生労働省とともに実施している。この実態調査やアンケートの調査の結果なども踏まえ、その効果を平成 26 年度を目途に検証する予定である。また、技能実習制度の在り方については、できるだけ速やかに結論を得られるよう、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」において今後議論していくこととしている。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>2 EPA（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ</p> <p>（１）国家試験合格率の向上及び受入れ施設の負担軽減</p> <p>（勸告）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>外務省、厚生労働省及び経済産業省は、外国人看護師・介護福祉士候補者における国家試験合格率及び合格者数の向上並びに受入れ施設の負担軽減を図る観点から、日本語能力の不足等に伴う問題に対応するため、ベトナムからの受入れの枠組みも参考とし、候補者の選定要件及び日本語研修について検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>その際、外務省及び経済産業省は、候補者に対する日本語研修については、それぞれの現場において十分なコミュニケーション能力が求められることを踏まえたものとする必要がある。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インドネシアやフィリピンからの受入れでは、日本語能力は入国要件とされていない。 ○ 新たに平成 26 年度から開始されるベトナムからの受入れでは、日本語能力 N 3（※）が入国要件とされている。 <p>※ 日本語能力試験におけるレベル認定の目安。N 3 は日常的な話題の文章を読んで理解できる等のレベル</p> <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語研修修了時点の日本語能力が高い方が合格率も高い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師国家試験合格者（平成 21 年度、22 年度入国者）18 人中、N 3 程度到達者は 11 人 ○ 研修終了時の目安に日本語能力が達していない候補者あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度に入国したインドネシア人候補者で日本語能力が N 3 程度に未達の者が 12% 	<p>【外務省、厚生労働省、経済産業省】</p> <p>日本語能力の不足等に伴う問題に対応するため、インドネシア側との交渉の結果、平成 26 年度に来日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者に対しては、訪日前研修がインドネシアは 6 か月間、ベトナムは 1 年間と期間が異なることを踏まえ、訪日前日本語研修終了後に日本語能力試験 N 5 程度の日本語能力を有していることを訪日時の日本語能力要件として課すこととなった。</p> <p>なお、フィリピンについては今後の検討課題である。</p> <p>日本語研修については、関係省庁と訪日前研修実施機関及び訪日後研修実施機関が研修内容や研修状況について情報共有や議論する場を設けていることから、その場において、日本語研修が現場において十分なコミュニケーション能力が求められることを踏まえたものとするために必要な検討を行っていく。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>○ 受入れ時点の候補者の日本語能力が施設での研修・就労に必要となるレベルに達していないとする施設の割合 → 約 55%</p> <p>(2) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業等の見直し (勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、受入れ支援事業、看護学習支援事業及び介護学習支援事業（以下「3事業」という。）の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 3事業については、各業務の実施目標（数値目標）を明らかにし、委託先に示すとともに、積算及び執行について、各業務の規模、内容、実績等を踏まえた適正な内容に見直すこと。</p> <p>また、委託先に対し、適正な執行及び効率的な業務の実施により、経費の縮減に努めるよう指導すること。</p> <p>② 受入れ支援事業における巡回訪問については、定期報告や受入れ前後の各種説明会における周知、相談窓口での対応、巡回学習指導やスカイプによる個別指導等の他の業務との連携も勘案し、その支援内容の改善を図ること。</p> </div> <p>(説明) ≪制度の概要≫</p> <p>○ 厚生労働省は、外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入れが実施できるよう外国人看護師・介護福祉士受入支援事業（候補者・受入れ施設に対する支援としての巡回訪問、母国語相談、導入研修等）を公益社団法人国際厚生事業団（以下「JICWELS」という。）に委託</p> <p>○ また、厚生労働省は候補者の学習を支援することを目的に外国人看護師候補者学習支援事業や外国人介護福祉士候補者学習支援事業を委託事業として実施している（企画競争により委託先が決定。平成 23 年度は JICWELS が受託）。</p>	<p>①</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>3事業については、委託費交付要綱を平成 25 年 6 月に改正し、予算上の積算を踏まえ、i) 受入れ支援事業においては、受入れ施設に対して年 1 回以上の巡回訪問を実施する、ii) 看護学習支援事業においては、看護師候補者に対する集合研修を年 3 回以上行う、そのうち 1 回は看護師国家試験の内容や実施方法と同程度の模擬試験を実施する、また、集合研修以外に 2 回程度の模擬試験を実施する、iii) 介護学習支援事業においては、介護福祉士候補者に対する集合研修を年 2 回以上（介護福祉士国家試験を受験することとなる候補者に対する集合研修については年 4 回以上）実施する等の実施目標（数値目標）を委託先に示した。</p> <p>また、積算と執行について、その一致に向けて見直しを行い、受入支援事業のうち、巡回訪問を行う専門家について、予算の積算上は謝金として計上されているが、実態は法人職員が行っているため、その経費が別途区分される人件費として支出されていたところ、平成 26 年度の予算要求においては、人件費として積算を行った。また、学習支援事業（看護学習支援事業及び介護学習支援事業）につい</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>○ 受入れ支援事業・学習支援事業の委託費の積算と執行内容の乖離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回訪問を行う専門家について、積算上は謝金として計上されているが、実際には法人職員が実施、人件費として支出されていた。また、学習支援事業は、予算の積算において人件費が積算されていなかった。 ・ 巡回訪問について、1,059 施設を1施設3人で訪問する積算を行っていたが、実際の執行では、326 施設を1施設2.2人で訪問していた（積算では1日2施設の訪問が前提だが、実際には、施設が遠隔地にあること等から1日1施設の訪問が主であること等に起因）。 	<p>ては、予算積算上、人件費に相当する経費が計上されていなかったため、平成26年度の予算要求においては、平成23年度実施団体の実際の人件費支出の状況も参考にしつつ、人件費に相当する経費を計上した。</p> <p>さらに、受入支援事業について予算と執行の状況をみると、平成24年度予算における積算においては1日2施設の訪問を前提として1,156施設を巡回することとしていたところであるが、実際には施設が遠隔地にあること等から平成25年度予算から1日1施設の訪問を前提として592施設を訪問することとして積算しているところであり、平成26年度予算要求においても引き続き1日1施設の訪問とし、実績を踏まえた積算を行っている。</p> <p>同じく、例えば、看護学習支援事業について予算と執行の状況をみると、巡回学習指導の積算については、土日を除く全営業日に3人の職員が行うことを前提として、平成22年度が3人体制で221日間（延べ663日間）、23年度が3人体制で214日間（延べ642日間）としていたところであるが、実際には受入れ施設からの要請があった場合に実施するものであり、実績としても2人体制で年間90施設程度（22年度91施設、23年度94施設）と利用が低調であるとの勧告を踏まえ、平成26年度予算要求においては2人体制で110日間（延べ220日間）として積算した。このように学習支援事業についても実績を踏まえた積算を行った。</p> <p>さらに、委託先に対して、適正な執行及び効率的な業務の実施により経費の縮減に努めるよう業務指導の場にお</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
	<p>いて指導を実施したところであり、巡回訪問等において近隣施設を同一旅程にて巡回することにより旅費の見直しを図る等の取組がなされているが、今後、効率的な業務の実施がなされているかどうか実績報告などの際に執行状況を確認することとした。</p> <p>②</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>巡回訪問を含む受入れ支援事業の委託先に対して、巡回訪問以外の業務との連携及び支援内容の改善について指導したところであり、他の業務の担当者との間において連絡会議を行う等により情報共有化を図り、巡回訪問以外の業務での情報を巡回訪問において活用する等、支援内容の改善を図ることとした。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(3) 候補者の資格要件の適合性に係る確認手続等の適正化 (勸告)</p> <p>法務省、外務省及び厚生労働省は、候補者の資格要件に係る確認がより確実に実施され、また仮に、候補者の資格要件への適合性について疑義が生じた場合は、事実関係調査等の対応が迅速かつ適切に行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 法務省、外務省及び厚生労働省は、雇用契約締結後に候補者の資格要件に係る不正行為が発覚した場合や疑義が生じた場合の資格要件の確認のための手続等について検討を行うこと。</p> <p>② 厚生労働省は、受入れ調整機関に対し、就労中の候補者の資格要件の適合性について疑義が生じた場合は、地方入国管理局に事実関係を明らかにするための対応を相談することなどの手続について、受入れ施設に周知徹底するよう指導すること。</p> <p>また、法務省は、当該相談が受入れ施設からあった場合には、事実関係を明らかにするための調査等の措置について、在留期間更新時を待つことなく迅速に対応すること。</p> <p>さらに、その結果、資格要件に適合しない候補者が入国していることが判明した場合は、入管法に基づく必要な措置を講ずるとともに、外務省に通報すること。</p> <p>③ 外務省は、当該通報があった場合には、当該候補者の送出国に対し、その事実確認とともに再発防止策を講じるよう求めること。</p> <p>(説明) ≪制度の概要≫</p> <p>○ 日フィリピンEPA、日インドネシアEPA共にJICWELSが相手国の送出国の送出国調整機関と覚書を締結しており、その中で送出国・受入れの手続に関する事項が盛り込まれている。</p> <p>○ フィリピン、インドネシア共に就労・研修希望者は、送出国調整機関に対して卒業証書等を提示又は提出することとされている。</p> <p>≪調査結果≫</p>	<p>①</p> <p>【厚生労働省・外務省・法務省】</p> <p>厚生労働省は、雇用契約締結後に候補者の資格要件に係る不正行為が発覚した場合や疑義が生じた場合の取扱いについて、当該不正行為が発覚した場合及び疑義が生じた場合には外務省に対して速やかに通報を行うこととした。また、法務省は、就労中の候補者の資格要件への適合性について疑義が生じたとして、受入れ施設から相談があった場合には、地方入国管理局において、事実関係の調査について迅速に対応し、外務省へ通報することとした。</p> <p>これらの通報を受け付ける外務省は、法務省から資格要件に疑義がある者がいる場合や、資格要件に適合しない候補者が入国していることが判明した旨の通報があった際の窓口を定め、通報があった場合は、速やかに相手国政府に対して照会・確認を行うこととした。</p> <p>②</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団に対して、業務指導を実施したところであり、平成25年7月に、公益社団法人国際厚生事業団から受入れ施設に対して、就労中の候補者の資格要件の適合性について疑義が生じた場合の地方入国管理局への手続について周知を行った。</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>○ 覚書は、雇用契約に至るまでの手続を定めたものであり、雇用契約締結後に資格要件に不適合であることが発覚した場合の手続は定められていない。</p> <p>○ 受入れ施設において資格要件の適合性に疑義が生じた場合等に我が国の関係機関が在留資格に係る原本書類を確認出来る仕組みになっていない。</p>	<p>【法務省】</p> <p>就労中の候補者の資格要件への適合性について疑義が生じたとして、受入れ施設から相談があった場合には、地方入国管理局において、事実関係の調査について在留期間の更新時を待つことなく、迅速に対応することとした。</p> <p>また、資格要件に適合しない候補者が入国していることが判明し、在留資格取消し処分等を行った場合は、外務省に通報することとした。</p> <p>③</p> <p>【外務省】</p> <p>勧告以降、これまでに当該通報を受けた事例はないが、実際に通報があった場合は、上記①のとおり、相手国政府に対して確認することとし、事実確認とともに再発防止策を講ずるよう求めることとしている。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(4) 受入れ施設から徴収する各種契約に基づく手数料等の見直し (勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>厚生労働省は、受入れ施設における負担軽減を図る観点から受入れ調整機関に対し、受入れ施設から徴収している各種手数料、滞在管理費等について、受入れ施設における責任の有無・度合いを勘案し、以下のような措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 相手国政府の送出し調整機関に支払う手数料については、入国後、受入れ施設での就労に至らなかった候補者に係る手数料が送出し調整機関から返還（全部又は一部）されるよう、制度の改善について検討すること。</p> <p>② 滞在管理費については、その範囲及び執行状況を明確にし、同管理費の拠出元である受入れ施設に対して「(看護師等) 候補者受入れの手引き」等において明示すること。</p> <p>③ 受入れ施設での就労開始後の帰還費用に関し、候補者の勤務成績・態度が著しく不適切であることをもって、雇用主の側から雇用契約の更新を行わなかったことが明らかである場合について、雇用主に当該候補者の帰還費用の負担を求めず、当該候補者に負担を求める場合があることを明らかにすること。</p> </div> <p>(説明) <<制度の概要>> ○ EPA候補者の受入れ希望機関は、資格要件の審査後、J I C W E L Sとの間で「候補者の職業紹介に関する契約書」及び「候補者の受入れ支援に関する契約書」を交わす。 ○ 就労希望者の採用が内定した段階で、受入れ希望機関は就労予定者と入国手続のために雇用契約を締結する。</p> <p><<調査結果>> ○ 受入れ希望機関から送出し調整機関への手数料について、入国後、就労開始前に帰国に至った場合には返還されていない。</p>	<p>① 【厚生労働省】 受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団に対して、今後、相手国政府の送出し調整機関から手数料が返還されるよう、相手国政府の送出し機関と覚書の改正についての協議を、可能な限り速やかに行うよう業務指導を実施した。</p> <p>② 【厚生労働省】 受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団に対して、業務指導を実施したところであり、滞在管理費の範囲を「(看護師等) 候補者受入れの手引き」及び受入れ機関との契約書に明記することに加えて、その執行状況について平成25年9月よりホームページを通じて受入れ施設に対して示した。</p> <p>③ 【厚生労働省】 受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団に対して、帰国費用の負担について定めている雇用契約書の見直しのため、相手国政府の送出し調整機関と覚書の改正についての協議を、可能な限り速やかに行うよう業務指導を実施した。</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>→ 平成 20 年度から 24 年度までの間で来日後、就労開始前に帰国した 8 人の手数料約 32 万円は受入れ施設から支払われていた。</p> <p>○ 「候補者の受入れ支援に関する契約」に基づき支払われる滞在管理費について、国から委託費等の交付を受ける経費等を除く部分とされているが、除かれる具体的な経費の範囲や滞在管理費の執行状況は明らかとなっていない。</p> <p>○ 候補者の勤務成績・態度が著しく不適切であるために雇用契約を更新しなかったことが明らかなものであっても、帰還費用を候補者が負担する事由となるのかどうか明らかでない。</p> <p>3 外国人留学生の在籍管理等</p> <p>(1) 専修学校等における留学生の管理の適正化</p> <p>(勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省及び文部科学省は、専修学校等における留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 法務省は、管内の留学生を受け入れている専修学校等を的確に把握するため、地方入国管理局において、他の機関が保有する情報の活用や F E I S の機能見直し等により教育機関のリスト作成を可能とする措置を講じ、地方入国管理局において、リストを適時に作成し、当該リストを基に、在籍届出が未報告の専修学校等に対する督促等を厳格に行い、その徹底を図ること。</p> <p>なお、大学等に関してもこれに準じた措置を講ずること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 専修学校等は入管法等により、年に 2 回、留学生の「受入れ状況に関する届出」及び受入れの開始又は修了が発生した都度「受入れに関する届出」の地方入管への提出に努めることとされている。</p>	<p>【法務省】</p> <p>現時点において留学生を受け入れている大学、専修学校等を抽出できるよう F E I S の機能を平成 25 年 9 月に見直すこと等により教育機関のリスト作成を可能とした。また、「行政評価による外国人の受入れ対策に係る勧告への対応について（通知）」（平成 25 年 9 月 27 日付け法務省管第 4885 号）を発出し、地方入国管理局において、年 2 回 5 月及び 11 月に当該リストを作成し、当該リストを基に、入管法第 19 条の 17 に規定する所属機関による届出を行っていない大学、専修学校等に対し、速やかに届出を行うよう求めることとした。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>○ 地方入管が定期報告の対象となる専修学校等を網羅的に把握できておらず、未把握の専修学校等に対して定期報告の依頼を行っていないものがあった。</p> <p>(勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 文部科学省は、法務省と連携して、専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割について明確にすること。</p> <p>③ 法務省は、上記②を踏まえ、都道府県に対して、行政目的に照らして法令で認められる範囲で、専修学校等の適正校・非適正校の選定結果を提供すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 文部科学省では、専修学校等を所管する都道府県等に対し、専修学校等において留学生の適切な受入れ、在籍管理がなされるよう在籍管理等の方法について課長通知等により要請</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 都道府県ごとに、専修学校等に在籍する留学生の管理等に関する取組や認識が区々となっている。</p>	<p>②</p> <p>【文部科学省】</p> <p>専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割について、都道府県等は、留学生の在籍管理が適切に行われていない専修学校等に対して、学校教育制度の範囲において適切な生徒の管理を求めるための指導監督を行えることから、文部科学省から都道府県等に対して専修学校等における留学生の管理等の通知を発出する予定である。</p> <p>③</p> <p>【法務省】</p> <p>専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割について、文部科学省において、都道府県等に対し、通知を発出する方向で検討中であり、専修学校等の適正校・非適正校の選定結果については、当該通知を踏まえ、都道府県等からの求めに応じ、法令で認められる範囲で提供する予定である。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(2) 留学生の卒業後等の適切な在留管理の推進 (勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省及び文部科学省は、教育機関における適切な留学生の卒業後等の在留管理を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 法務省は、教育機関における留学生の卒業後等の在留管理の実行性を確保する観点から、文部科学省と連携して、留学生の卒業後等における在留管理に係る教育機関の役割及び取り組むべき具体的な措置を整理し、教育機関に示すこと。</p> <p>また、文部科学省は、教育機関に対し、上記の具体的な措置に沿って、留学生の卒業後等の適切な在留管理への協力を求めること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 文部科学省は、留学生の卒業後等の対応について、教育機関に対して帰国等に至るまでの適切な対応を要請している。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 留学生の卒業後等の在留管理に関する認識についての認識が都道府県等、教育機関によって区々</p> <p>[原因] 留学生の卒業後等の在留管理に関する教育機関の責任の範囲が明確でない。</p>	<p>【法務省】</p> <p>留学生の卒業後等における在留管理に係る教育機関の役割及び取り組むべき具体的な措置について、①進学希望の学生、②就職希望の学生、③進学又は就職以外の目的での本邦への在留希望の学生、④帰国を希望する学生又は⑤継続就職活動の目的での本邦への在留希望の学生それぞれについて、進学先への入学事実の確認等に努めることを求めるといった内容の通知を発出することを文部科学省と検討中であり、文部科学省から都道府県等に対して専修学校等における留学生の管理等の通知が発出される時期に合わせ、できる限り早急に通知を発出する予定である。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>留学生の卒業後等における在留管理に係る教育機関の役割及び取り組むべき具体的な措置については、現在、法務省と協議を行っている。これらが、法務省から教育機関に示された後、文部科学省からも各教育機関に協力を求める通知等を発出予定である。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(勸告)</p> <p>② 法務省は、教育機関における留学生の不法残留事案の再発防止策を充実強化する観点から、文部科学省に提供する留学生の不法残留事案に関する情報については、法令の範囲内で再発防止に資するような具体的な情報を提供すること。</p> <p>また、文部科学省は、大学等に対しても、法務省から提供された当該情報を提供すること。</p> <p>なお、専修学校等に対する留学生の不法残留事案に関する情報の提供について、法務省は、専修学校等の留学生に関する都道府県の役割の範囲を踏まえ、適切に対処すること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省は、専修学校等に対し、退学者等の届出の提出状況及び不法残留者の発生状況に応じ、学校ごとに「適正校」、「非適正校」に選定し、非適正校にはその旨を伝達 ○ 大学等については、5名以上不法残留者が発生した場合、文部科学省に対して情報提供。文部科学省は該当する大学等に対してヒアリング等を実施 <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省又は文部科学省から不法残留者を発生させた教育機関に対し提供されている情報は限定的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専修学校等 → 自校が「非適正校」に選定された事実 ・ 大学等 → 自校が前年に一定程度の不法残留者を出した事実 	<p>【法務省】</p> <p>文部科学省に提供する情報については、同省からの求めに応じ、法令の範囲内で不法残留事案の再発防止に資する具体的な情報提供を行うこととしている。</p> <p>専修学校等の留学生に関する都道府県等の役割については、文部科学省において都道府県等に対して通知を発出する方向で検討中であり、専修学校等に対する留学生の不法残留事案に関する情報については、これを踏まえ、都道府県等からの求めに応じ、法令の範囲内で提供する予定である。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>文部科学省は、不法残留者が5名以上発生した大学等に対し、留学生の在籍管理に関する関係書類の提出を求め、ヒアリングを実施しているが、平成23年の1年間で新たに不法残留者が5名以上発生した大学等を対象としたヒアリング（平成25年7月実施）において、これまで示していなかった当該大学等から発生した具体の不法残留者数を伝えた。</p> <p>また、今後においても、法務省から不法残留事案に関する情報を得た場合には、不法残留者が発生した大学等に対して当該情報を提供する予定である。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(勸告)</p> <p>③ 文部科学省は、JASSOに対し、学習奨励費の支給について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の策定を求め、また、法務省から提供される情報を参考にしつつ、その基準に沿った適切な措置をとるよう求めること。</p> <p>また、法務省は、文部科学省に対し、専修学校等に対する適正校・非適正校の選定結果を提供すること。</p> <p>さらに、文部科学省は、私学共済事業団に対し、大学等国際交流基盤整備特別補助について、留学生の在籍管理を適切に行うことを支給条件とすることを明確にするるとともに、在籍管理の状況を含め大学等の管理運営が不適正であると認められる場合には、文部科学省の学習奨励費制度等における対応を十分に踏まえつつ、当該大学等に対して、補助金の減額等を行うなど、在籍管理の適正化を図るための措置を講ずるよう求めること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、外国人留学生等に対し学資の支給や援助を行うために私費外国人留学生学習奨励費給付制度を設けている。同制度では、外国人留学生の在籍管理について不適切な状況が見受けられる場合等に採用数の削減等のペナルティの枠組みがある。</p> <p>○ 日本私立学校振興・共済事業団（私学共済事業団）は、私立大学等経常費補助金を交付しており、その中で国際交流のための基盤整備を行う私立大学等に対する補助（大学等国際交流基盤整備特別補助）を行っている。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 学習奨励費給付制度について、在籍管理が不適切な状況が明確でないため、不法残留者が5名以上発生した大学についても、採用数等が削減されることなく支給されていた。</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>文部科学省は、JASSOに対して本勧告に係る基準の策定を求め、平成25年6月にJASSOで開催された「文部科学省学習奨励費給付制度実施委員会」において、不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を定めることが了承された。</p> <p>現在、JASSOにおいて基準の詳細に係る検討を進めており、平成26年度から適用する予定。</p> <p>また、文部科学省は、日本私立学校振興・共済事業団に対し、私立大学等経常費補助金の特別補助「大学等の国際交流の基盤整備への支援」について、留学生の在籍管理を適切に行うことを支給条件にするよう「私立大学等経常費補助金配分基準」の改訂を求めたところ。今後、同事業団において配分基準の改訂を行い、平成25年度から適用する予定。</p> <p>さらに、同事業団においては、在籍管理の状況を含め大学等の管理運営が不適正であると認められる場合には、補助金の減額等、在籍管理の適正化を図るための措置を講じている。</p> <p>【法務省】</p> <p>文部科学省からの求めに応じ、法令で認められる範囲で専修学校等の適正校・非適正校の選定結果の提供を行う予定である。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>○ 大学等国際交流基盤整備特別補助について、取扱要領上には在籍管理が不適切な場合等のペナルティ措置等についての明記はない。</p> <p>(3) 留学生の退学・除籍等の届出に関する基準の明確化</p> <p>(勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、留学生の不法残留に係る端緒情報を的確に把握する観点から、文部科学省と連携して、教育機関において、在籍する留学生の所在が確認できなくなった後、地方入国管理局への届出の対象となる所在不明の留学生として取り扱う標準期間を明らかにし、それを教育機関に示す必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 法務省は教育機関に対し、在籍する留学生に除籍や所在不明等が発生した場合には所轄の地方入管に届けるよう求めている。</p> <p>○ 届出を受けた地方入管は、当該留学生が3か月以内に出国等したか否か確認している。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 教育機関により留学生の所在が確認できなくなった際の退学・除籍等の判断基準が異なるため、地方入国管理局への届出時期が相違している。</p> <p>4 F E I S を活用した的確かつ効率的な業務の実施</p> <p>(勸告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、監理団体による監査結果報告、教育機関による届出に対する的確かつ効率的な確認に資する観点から、監理団体及び実習実施機関並びに留学生を受け入れる教育機関に関する情報について、F E I S に蓄積された情報を活用した適時的確なリスト化が可能となるよう、F E I S の機能見直しに向けた取組を行う必要がある。</p> </div>	<p>【法務省】</p> <p>所在不明となった留学生の取扱いについて、受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日から3か月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、当該時点までに退学又は除籍等によって受入れを終了した場合を除き、地方入国管理局に対し、当該留学生の所在不明について届け出るよう求める通知を发出することを文部科学省と検討中であり、文部科学省から都道府県等に対して専修学校等における留学生の管理等の通知が发出される時期にあわせ、できる限り早急に通知を发出する予定である。</p> <p>【法務省】</p> <p>監理団体による監査結果報告及び教育機関による届出に対する的確かつ効率的な確認に資する観点から、①技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関ごとの名称、所在地、技能実習生数等、②留学生を受け入れて</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ F E I Sは、在留資格認定証明書交付申請書に係る事項等が保存されており、技能実習生の受入先の監理団体及び実習実施機関や留学生を受け入れる専修学校等の名称や所在地等の情報が入力・蓄積されている。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ F E I Sの仕様上、現時点で技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関や留学生を受け入れる専修学校等の情報をリスト化することができず、報告や届出を行っていない受入れ先を把握することができない。</p>	<p>いる教育機関ごとの名称、所在地、留学生数等について、地方入国管理局において適時的確にリスト化が可能となるよう、F E I Sの機能を平成25年9月に見直した。</p>